

(公 印 省 略)
建 指 第 2498 号 -4
平 成 27 年 3 月 19 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

建築基準条例の一部を改正する条例の公布について (通知)

平成 27 年 3 月 19 日付け号外にて建築基準条例の一部を改正する条例が公布
されましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 平成 27 年 3 月 19 日付け兵庫県公報の写し (抜粋)
- 2 建築基準条例新旧対照表

問い合わせ先 : 兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課建築指導班 担当 : 植平 Tel : (078)341-7711 (内線)4717 Fax : (078)362-4455
--

■ 建築基準条例の一部を改正する条例の概要 ■

1 制定の概要

(1) 法の一部改正等に伴う改正

- ア 防火措置を講じた特殊建築物に接する建築物の渡り廊下の構造及び防火措置を講じた共同住宅及び寄宿舍の屋外に直接通じる主要な出入口等については、建築基準条例で付加した基準(以下「付加基準」という。)を適用しないものとする。
- イ 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積が一定の面積を超える建築物について必要とされる構造に、防火措置が講じられた建築物を追加するものとする。

(2) 既存不適格建築物等に関する規制の見直し

ア 既存不適格建築物に対する規制の見直し

- (ア) 既存不適格建築物について、床面積が50平方メートル以下の増築(主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)若しくは改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、準耐火構造でない工場等の上階を共同住宅等の用に供してはならない等の耐火構造に関する付加基準の一部を適用しないものとする。
- (イ) 既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、がけ地の安全措置等の建築物の構造に関する付加基準の一部を適用しないものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)の付加基準が適用されない建築物の所有者等は、当該建築物の増築等又は用途の変更をする場合において、付加基準の内容に配慮するものとする。

イ 仮設建築物に関する規制の見直し

特定行政庁による建築の許可を受ける仮設建築物については、防火構造、耐火構造、内装及び建築物の敷地と道路の関係に関する付加基準の一部を適用しないものとする。

ウ 一定の複数建築物に関する規制の見直し

特定行政庁により、位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上問題がない旨の認定等を受けた一定の土地の区域内に建築される建築物については、当該区域を当該建築物の一の敷地とみなして建築物の敷地と道路の関係に関する付加基準を適用するものとする。

エ その他の規制の見直し

- (ア) 床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁等で区画され、かつ、スプリンクラー設備等の消火設備を設置した階等における共同住宅及び寄宿舍の主要な階段及びその踊場又は廊下については、付加基準を適用しないものとする。
- (イ) 劇場等の特殊建築物に設けるエスカレーターの部分と他の部分の区画に設ける防火設備については、国土交通大臣の認定を受けた防火設備(避難上支障がないものに限る。)を使用することができるものとする。
- (ウ) 建築物の主要構造部等が建築基準法施行令に規定する耐火性能検証法等により一定の耐火性能を有することが確認されたものである場合においては、当該主要構造部等の構造を耐火構造等とみなして耐火構造に関する付加基準の一部を適用するものとする。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年6月1日。ただし、罰金の額の引上げは、同年12月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

兵庫県公報

平成27年3月19日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 行政手続条例の一部を改正する条例（文書課）	4
○ 兵庫県地域創生条例（ビジョン課）	5
○ 客引き行為等の防止に関する条例（地域安全課）	8
○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（同）	9
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	11
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	25
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	31
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（同）	32
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	32
○ 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（同）	33
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	34
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（同）	34
○ 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（障害者支援課）	35
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（新産業課）	35
○ ため池の保全等に関する条例（農地整備課）	39
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	43
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	43
○ 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（同）	46
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	48
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局総務課）	49
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	50
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（同）	50
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	51

公布された法令のあらまし

●行政手続条例の一部を改正する条例（条例第3号）

行政手続法の一部改正の趣旨を踏まえ、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、その相手方に対して、県の機関が許認可等をする権限を行使し得る根拠を示さなければならないこと、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導をした県の機関に対して、当該行政指導の中止等を求めることができること、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分等をする権限を有する行政庁等に対して、当該処分等をすることを求めることができるもの等とすることとした。

●兵庫県地域創生条例（条例第4号）

人口の将来の展望を提示するとともに、その実現に向け、「人口対策」及び「地域の元気づくり」を柱とする地域創生に関する基本的事項を定め、県民、市町等とともに、地域の個性と特色を最大限に生かしながら、安全で元気なふるさと兵庫を実現することを目的として、地域創生に関して必要な事項を定めることとした。

●客引き行為等の防止に関する条例（条例第5号）

何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにし、安心して快適な地域社会の実現に寄与することを目的として、公共の場所における客引き行為等の防止に関して必要な事項を定めることとした。

●自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（条例第6号）

希望する障害者に対する支援を行うこととすることに伴い、当該支援を受けるための兵庫県立総合リハビリテーションセンターの利用につき、使用料を徴収することとする等所要の整備を行うこととした。

●産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

県内全域において産業の立地を促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出をするため、法人に対して課する事業税の不均一課税を受けることができる法人の範囲及び不動産取得税の不均一課税を受けることができる地区を拡大する等所要の整備を行うこととした。

●ため池の保全等に関する条例（条例第18号）

ため池等の機能の保全を図るためにその設置及び管理に関して必要な事項を定めるとともに、ため池等が有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な事項について定めることにより、安全で安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的として、ため池の保全のための規制等を定めることとした。

●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、条例で建築等の規制に関し必要な事項を定める風致地区は、10ヘクタール以上であり、かつ2以上の市町の区域にわたる風致地区に限るものとし、当該風致地区内において建築物の新築等の行為をしようとする者は、市の区域内にあっては、当該市の長の許可を受けなければならないものとする等所要の整備を行うこととした。

●建築基準条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 建築基準法（以下「法」という。）の一部改正により、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされていた一定の特殊建築物について、その主要構造部及び一定の外壁の開口部に一定の防火措置を講ずればよいとされることを踏まえ、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物に関する規定等について、法と同様の措置を講ずることとした。
- 2 既存不適格建築物の安全性の向上に資する改修等の円滑化、市街地における土地の有効利用等を図るため、法の規定の内容を踏まえ、既存不適格建築物について増築等をする場合における規制の見直しを行う等所要の整備を行うこととした。
- 3 法の一部改正により、条例で定めることができる罰金の上限が引き上げられたことに伴い、罰金の額を引き上げることとした。

●都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第21号）

市街化調整区域における多様な課題に柔軟に対応することができるよう、同区域において知事が開発許可をすることができる開発行為を拡充する等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

特定公共賃貸住宅のうち、特に入居率の低いものについて、低額所得者が入居できるようその用途を変更することとし、当該変更を行った県営住宅について公営住宅法に規定する公営住宅に準じて管理を行うこととする等所要の整備を行うこととした。

●委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命した教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例
- 2 教育長の給与等に関する条例
- 3 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例
- 4 兵庫県教育委員会委員定数条例

●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

兵庫県立川西高等学校については、県立高等学校教育改革第二次実施計画に基づき平成24年に新設した兵庫県立阪神昆陽高等学校へ再編したことに伴い、生徒の募集を停止してきたが、平成27年3月31日をもって全ての生徒が在学しなくなることから、兵庫県立川西高等学校を廃止することとした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 兵庫県立尼崎病院及び兵庫県立塚口病院について、医療の高度化等を図るため、兵庫県立尼崎総合医療セ

行する。

(ため池の保全に関する条例の廃止)

- 2 ため池の保全に関する条例(昭和26年兵庫県条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前のため池の保全に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)第5条の規定によりなされた届出は、この条例第12条第1項の規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日前に廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第19号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「風致地区()」の右に「2以上の市町の区域にわたるものに限る。」を加える。

第2条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)及び同法第252条の26の3第1項の特例市(以下「特例市」という。)にあっては、それぞれ」を「市の区域内にあっては、当該市」に改め、同項第7号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第3項中「地方自治法第252条の19第1項の指定都市、中核市、特例市」を「市」に、「市町村」を「町村」に改め、「若しくは地方自治法」の右に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

目次中「第27条—第27条の3」を「第27条・第27条の2」に、「第27条の4・第27条の5」を「第27条の3—第27条の11」に改める。

第2条の2第2項中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。

第3条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第110条第1号に規定する特定避難時間(以下「特定避難時間」という。)が45分間未満である政令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)を除く。)」に改める。

第5条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第7条第4項中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

第15条中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号ロ」に改める。

第16条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」に改め、同条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第17条第1項中「踊場の幅は」を「踊場(政令第23条第1項の表の(三)に該当する階段(屋外階段にあつ

ては、政令第120条又は第121条の規定による直通階段に限る。)及びその踊場を除く。)の幅は」に改め、同項の表中「直上階」の右に「(地階にあっては当該階。次項において同じ。)」を加え、「を超え200平方メートル以下の」を「を超える」に改め、同条第2項中「(その階における住戸又は住室の床面積の合計が100平方メートル以下のものに限る。)」を「の共用の廊下」に改め、「の廊下」の右に「(政令第119条の表に掲げる用途に供するものを除く。)」を加え、同項の表を次のように改める。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	1.2メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	0.9メートル

第17条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅又は寄宿舍の主要な階段及びその踊場には、適用しない。

(1) 直上階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであって、自動スプリンクラー設備等(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものをいう。以下同じ。)を設けた階

(2) 直上階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

第17条に次の1項を加える。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅の共用の廊下又は寄宿舍の廊下には、適用しない。

(1) 当該階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであって、自動スプリンクラー設備等を設けた階

(2) 当該階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

第17条の2中「身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する施設として消防法施行規則第13条第2項に規定するもの」を「消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(六)項ロに規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設」に改め、同条第1号中「又は準耐火建築物」を「準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」に改め、同条第2号中「耐火建築物」の右に「又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)」を加える。

第20条第2項の表を次のように改める。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	2.3メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	1.8メートル

第23条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第24条第4号中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号ロ」に改める。

第26条第2項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第27条を削る。

第27条の2中「エレベーター」の右に「(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)」を加え、第10章中同条を第27条とする。

第27条の3第2項中「第1の一に規定する常時閉鎖式防火戸又は」を「第1第1号イ(1)に規定する基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造若しくは」に、「第1の二のロ」を「第1第2号ロ」に、「構造を有する防火戸(以下「常時閉鎖式防火戸等」という)を「基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備又は政令第112条第14項第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(閉鎖又は作動をした状態にお

いて避難上支障がないものに限る」に改め、同条第3項中「常時閉鎖式防火戸等」を「前項の規定により設けられた防火設備」に改め、同条を第27条の2とする。

第10章の2中第27条の4の前に次の1条を加える。

(建築物の主要構造部等に関する制限の特例)

第27条の3 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第7条第4項から第6項まで、第15条、第24条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第7条第4項及び第5項並びに第24条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、第7条第6項、第15条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

第27条の4中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。

第10章の2中第27条の5を第27条の11とし、第27条の4の次に次の6条を加える。

(仮設建築物に対する適用の除外)

第27条の5 法第85条第5項の規定により許可をする仮設建築物については、第3条から第5条まで、第13条、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内に建築される1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。

3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する特例)

第27条の7 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第3条、第16条第1項、第17条の2、第25条又は第26条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第27条の10において「増築等」という。)をする場合には、これらの規定は、適用しない。

(i) 増築(当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)又は改築については、工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(ii) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全て

2 法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物であって、当該建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をするときにおいては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第11条(第14条第2項及び第22条において準用する場合を含む。)、第14条第1項第1号、第17条第1項、第20条第1項又は第27条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする

場合においては、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(用途の変更に対する制限の緩和)

第27条の9 法第3条第2項の規定により第2条、第3条又は第27条の2の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、これらの規定は、適用しない。

2 前条第2項の規定は、法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで又は第12条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

(既存不適格建築物の増築等についての配慮)

第27条の10 前2条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物について増築等又は用途の変更をする場合においては、第1章の2及び第2章から前章までに規定する基準の内容に配慮するものとする。

第28条中「第27条の3」を「第27条の2」に、「20万円」を「50万円」に改める。

第29条中「10万円」を「30万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定（「20万円」を「50万円」に改める部分に限る。）及び第29条の改正規定は、同年12月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「における別表第3」を「の別表第3の左欄に掲げる土地の区域内において、同表の右欄」に改め、同条第3号を削る。

第8条第2項第1号を削り、同項第2号中「(前条第3号に規定する開発行為に係る申出に限る。)」を削り、「前条第3号の」を「前条第2号の」に、「建築物」を「建築物の用途」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項までに掲げる建築物ごとに開発行為を行うことができる区域」を「前条第2号の規定による知事の指定を求める土地の区域（別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域（同表3の項及び5の項に掲げる地域のみ該当する土地の区域に限る。）に限る。）及び建築物の用途」に改め、同号を同項第2号とし、同条第5項を次のように改める。

5 知事は、特別指定区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び審査会の意見を聴くものとする。

第8条に次の2項を加える。

6 知事は、特別指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

7 前各項の規定は、特別指定区域の指定の変更について準用する。

第9条第2号中「次のいずれかに該当する」を「別表第3の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「別表第3の1の項、2の項及び4の項から7の項まで」を「別表第3の3の項若しくは5の項に掲げる土地の区域又は同表9の項に掲げる土地の区域（同表3の項及び5の項に掲げる地域のみ該当する土地の区域に限る。）の区分に応じ、同表の右欄」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条―第9条関係）

新旧对照表

現 行

目次

第1章～第9章 (略)

第10章 建築設備 (第27条—第27条の3)

第10章の2 雑則 (第27条の4・第27条の5)

第11章 (略)

附則

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 (略)

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第6号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあつてはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあつてはロとする。

3 (略)

(渡り廊下)

第3条 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物又は準耐火建築物でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)・(2) (略)

(敷地と道路との関係)

第5条 (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) 第10条の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

(前面広間及び側方廊下)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 興行場の側方廊下を次に掲げる構造とし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けた場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該側方廊下を前面広間に通じないものとするができる。

(1)・(2) (略)

5～7 (略)

改 正 案

目次

第1章～第9章 (略)

第10章 建築設備 (第27条・第27条の2)

第10章の2 雑則 (第27条の3—第27条の11)

第11章 (略)

附則

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 (略)

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあつてはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあつてはロとする。

3 (略)

(渡り廊下)

第3条 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第110条第1号に規定する特定避難時間(以下「特定避難時間」という。)が45分間未満である政令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物(以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)を除く。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)・(2) (略)

(敷地と道路との関係)

第5条 (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の2の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

(前面広間及び側方廊下)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 興行場の側方廊下を次に掲げる構造とし、政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けた場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該側方廊下を前面広間に通じないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

5～7 (略)

現 行

(準耐火構造でない建築物の上階における制限)

第15条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供する部分又は寄宿舍でその寝室の用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものは、次に掲げる建築物（主要構造部を政令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) (略)

(出入口と道路との関係)

第16条 都市計画区域内にある共同住宅又は寄宿舍（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の屋外に直接通ずる主要な出入口及び階段の昇降口は、道路に面して設けなければならない。ただし、当該共同住宅又は寄宿舍の屋外に直接通ずる主要な出入口及び階段の昇降口が道路に通ずる次の各号のいずれかに定める敷地内通路に面する場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

(階段及びその踊場並びに廊下)

第17条 共同住宅又は寄宿舍の主要な階段及びその踊場の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

直上階の居室の床面積の合計	階段及びその踊場の幅
100平方メートル以下の場合	0.9メートル
100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合	1.2メートル (屋外階段にあつては、0.9メートル)

改正案

(準耐火構造でない建築物の上階における制限)

第15条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供する部分又は寄宿舍でその寝室の用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものは、次に掲げる建築物（主要構造部を政令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) (略)

(出入口と道路との関係)

第16条 都市計画区域内にある共同住宅又は寄宿舍（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）であるものを除く。）の屋外に直接通ずる主要な出入口及び階段の昇降口は、道路に面して設けなければならない。ただし、当該共同住宅又は寄宿舍の屋外に直接通ずる主要な出入口及び階段の昇降口が道路に通ずる次の各号のいずれかに定める敷地内通路に面する場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

(階段及びその踊場並びに廊下)

第17条 共同住宅又は寄宿舍の主要な階段及びその踊場（政令第23条第1項の表の(三)に該当する階段（屋外階段にあっては、政令第120条又は第121条の規定による直通階段に限る。）及びその踊場を除く。）の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

直上階（地階にあっては当該階。次項において同じ。）の居室の床面積の合計	階段及びその踊場の幅
100平方メートル以下の場合	0.9メートル
100平方メートルを超える場合	1.2メートル (屋外階段にあっては、0.9メートル)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅又は寄宿舍の主要な階段及びその踊場には、適用しない。

(1) 直上階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであって、自動スプリンクラー設備等（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものをいう。以下同じ。）を設けた階

(2) 直上階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

現 行

2 共同住宅（その階における住戸又は住室の床面積の合計が100平方メートル以下のものに限る。）

又は寄宿舍の廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

区分	廊下の幅
片側居室の場合	0.9メートル
両側居室の場合	1.2メートル

（耐火建築物等）

第17条の2 老人福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所する施設として消防法施行規則第13条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の用途に供する建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合においては、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

(2) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合においては、耐火建築物とすること。

（階段及びその踊場並びに廊下）

第20条 （略）

2 前項の建築物の廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

区分	廊下の幅
片側居室の場合	1.8メートル
両側居室の場合	2.3メートル

（敷地と道路との関係）

第23条 （略）

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項第1号の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

改正案

- 3 共同住宅の共用の廊下又は寄宿舍の廊下（政令第119条の表に掲げる用途に供するものを除く。）
の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	1.2メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	0.9メートル

- 4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する階における共同住宅の共用の廊下又は寄宿舍の廊下には、適用しない。

(1) 当該階が床面積200平方メートル以下又は床面積200平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されているものであって、自動スプリンクラー設備等を設けた階

(2) 当該階の全ての居室が政令第114条第2項に規定する国土交通大臣が定める防火上支障がない部分に該当する階

(耐火建築物等)

第17条の2 老人福祉施設等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（六）項口に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設をいう。以下同じ。））の用途に供する建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合においては、耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）とすること。

(2) 2階における老人福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合においては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）とすること。

(階段及びその踊場並びに廊下)

第20条（略）

- 2 前項の建築物の廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置	廊下の幅
両側に居室がある廊下における場合	2.3メートル
片側にのみ居室がある廊下における場合	1.8メートル

(敷地と道路との関係)

第23条（略）

- 2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項第1号の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

現 行

(自動車車庫等の構造)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 自動車車庫等の直上階に床面積が50平方メートルを超える居住の用途に供するものがある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合においては、自動車車庫等の主要構造部は、政令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造とすること。

(出入口と道路との関係及び規模)

第26条 (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

第10章 建築設備

(エレベーターの地震時管制運転装置)

第27条 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物に設けるエレベーター(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。以下同じ。)で、6階以上の階に乗降口を有するものには、地震時管制運転装置(地震時にかごを最寄りの階に自動的に停止させることができる装置をいう。)を設けなければならない。

(共同住宅に設けるエレベーターの構造基準)

第27条の2 共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物で、6階以上の階に共同住宅の住戸又は住室があるものに設けるエレベーターは、その1基以上をかごの奥行きが2メートル以上の構造とし、かつ、避難階又はその直上階若しくは直下階にかごを呼び戻す装置を設けなければならない。

(エスカレーターと他の部分との防火区画)

第27条の3 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの部分と他の部分との区画に用いる防火設備の閉鎖又は作動に連動して階段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。

2 前項の防火設備は、各階に設けるもののうち1以上を防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)の第1の一に規定する常時閉鎖式防火戸又は同告示の第1の二のロに規定する構造を有する防火戸(以下「常時閉鎖式防火戸等」という。)としなければならない。

3 第1項のエスカレーターの乗降口から常時閉鎖式防火戸等に至る避難通路の幅は、75センチメートル以上としなければならない。

改正案

(自動車車庫等の構造)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 自動車車庫等の直上階に床面積が50平方メートルを超える居住の用途に供するものがある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合においては、自動車車庫等の主要構造部は、政令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造とすること。

(出入口と道路との関係及び規模)

第26条 (略)

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、前項の規定中「道路」とあるのは、「建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の2の2第1号に規定する空地に設けられる通路、同条第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同条第3号に規定する通路」とする。

第10章 建築設備

(削除)

(共同住宅に設けるエレベーターの構造基準)

第27条 共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物で、6階以上の階に共同住宅の住戸又は住室があるものに設けるエレベーター(乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。)は、その1基以上をかごの奥行きが2メートル以上の構造とし、かつ、避難階又はその直上階若しくは直下階にかごを呼び戻す装置を設けなければならない。

(エスカレーターと他の部分との防火区画)

第27条の2 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの部分と他の部分との区画に用いる防火設備の閉鎖又は作動に連動して階段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。

2 前項の防火設備は、各階に設けるもののうち1以上を防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)の第1第1号イ(1)に規定する基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造若しくは同告示の第1第2号ロに規定する基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備又は政令第112条第14項第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものに限る。)としなければならない。

3 第1項のエスカレーターの乗降口から前項の規定により設けられた防火設備に至る避難通路の幅は、75センチメートル以上としなければならない。

現 行

第10章の2 雑則

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

第27条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条第1号及び第2号、第14条第1項第2号、第17条第2項並びに第20条第2項の規定は、適用しない。

2 建築物で、当該建築物が政令第129条の2の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条、第10条、第12条第3号、第14条第1項第2号、第17条第2項、第20条第2項及び第24条第1号の規定は、適用しない。

改正案

第10章の2 雑則

(建築物の主要構造部等に関する制限の特例)

第27条の3 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第7条第4項から第6項まで、第15条、第24条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第7条第4項及び第5項並びに第24条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、第7条第6項、第15条及び第27条の8第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

第27条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条第1号及び第2号、第14条第1項第2号、第17条第3項並びに第20条第2項の規定は、適用しない。

2 建築物で、当該建築物が政令第129条の2の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同項の規定による認定を受けたものについては、第7条、第9条、第10条、第12条第3号、第14条第1項第2号、第17条第3項、第20条第2項及び第24条第1号の規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する適用の除外)

第27条の5 法第85条第5項の規定により許可をする仮設建築物については、第3条から第5条まで、第13条、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内に建築される1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定（以下この条において「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。

3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。

新旧对照表

現 行

改 正 案

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する特例)

第27条の7 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第3条、第16条第1項、第17条の2、第25条又は第26条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第27条の10において「増築等」という。）をする場合には、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築（当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）又は改築については、工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全て

2 法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで、第12条、第14条第1項第2号、第17条第3項、第17条の4から第18条まで、第20条第2項又は第24条の2の規定の適用を受けない建築物であって、当該建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をするときにおいては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第11条（第14条第2項及び第22条において準用する場合を含む。）、第14条第1項第1号、第17条第1項、第20条第1項又は第27条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合には、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(用途の変更に対する制限の緩和)

第27条の9 法第3条第2項の規定により第2条、第3条又は第27条の2の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、これらの規定は、適用しない。

2 前条第2項の規定は、法第3条第2項の規定により第7条から第10条まで又は第12条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と読み替えるものとする。

(既存不適格建築物の増築等についての配慮)

第27条の10 前2条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物について増築等又は用途の変更をする場合には、第1章の2及び第2章から前章までに規定する基準の内容に配慮するものとする。

現 行

(適用の除外)

第27条の5 (略)

第11章 罰則

第28条 第3条から第5条まで、第7条から第20条まで、第22条、第23条又は第24条の2から第27条の3までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

第29条 第2条第1項若しくは第3項又は第24条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、10万円以下の罰金に処する。

改 正 案

(適用の除外)

第27条の11 (略)

第11章 罰則

第28条 第3条から第5条まで、第7条から第20条まで、第22条、第23条又は第24条の2から第27条の2までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

第29条 第2条第1項若しくは第3項又は第24条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、30万円以下の罰金に処する。